

令和6年度（2024年）
宇都宮市立雀宮中学校いじめ防止基本方針

宇都宮市立雀宮中学校

宇都宮市立雀宮中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されないことである」との認識の下、いじめ根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見および対処（以下「いじめ防止等」という）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としても、こどもたちの安心安全な生活の場や学習環境を充実させるために、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を斟酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何よりも発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解

させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起りにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解したうえでの毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて、市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること、及びいじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 組織的な対応

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長

に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応に当たる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕

以下の者をいじめ等対策委員会の構成員とする。

必要に応じて、自治会長やPTA会長など、地域や保護者の代表者等に参加を依頼する。

「校長、副校長、教務主任、各学年主任、保健主事、生徒指導主事、各学年生徒指導係、教育相談係主任、不登校係主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど、柔軟に対応する」

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と結果の分析，情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめの認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善 など

〔委員会の開催〕

- ・ 委員会の定例開催は，原則学期に1回とする。
定例の委員会では，前6か月分のいじめ事案等について報告・協議する。
緊急の事案が発生した場合は，適宜開催する。
- ・ 委員会の定例開催に先立ち，小委員会を開催する。
 - ☛ 小委員会の参加者は，「校長，副校長，教務主任，各学年主任，保健主事，生徒指導主事，各学年生徒指導係，教育相談係主任，不登校係主任，養護教諭」とする。
 - ☛ 小委員会では，生徒指導部会，教育相談部会等の情報をもとに，事案等について報告・協議する。

② 校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめ防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識のもと、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 雀宮地域学校園「児童生徒指導強化連絡会」の実施(原則 6 月, 12 月)
- ・ 中学校入学予定者(原則 3 月)及び小学校卒業生(原則 6 月)に関する情報交換会の実施
- ・ 本校駐在スクールカウンセラーによる小学校訪問(原則 12 月)
- ・ 雀宮地域学校園「あいさつ運動」の実施(原則 6 月, 11 月)

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施(原則 5 月, 10 月)

[目的]

全生徒・全教職員が「いじめは絶対に許さない」との共通認識のもと、いじめの発生防止および解消を図る。

[取組概要]

- (1) 家庭・地域との連携を図りながら、全校態勢でいじめ対策に重点的に取組、いじめの早期発見・早期解決に努める。
- (2) 「冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ」などの初期段階のいじめの解消に重点的に取り組む。

[具体的な取組]

- (1) 強調月間のスローガンの掲示
- (2) いじめゼロリボンの作成, 着用
- (3) いじめに関するアンケート調査の実施
- (4) 教育相談の実施
- (5) 生徒会を中心としたいじめ根絶運動の実施
- (6) いじめに関する内容(「生命の大切さ」, 「思いやり」, 「自他の権利」)

- 等)を含んだ道徳科の授業の実施
- (7) 教職員による休み時間等の巡回
- (8) 『見つめ直し簿』の活用

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 規範意識を醸成し、きまりを守る生徒を育成するため、あいさつ運動等を積極的に実施する。
- ・ 共通道徳（各学級の道徳科の授業を複数の教員がローテーションで担当）の実施により、様々な考え方を理解し、他者を思いやす心を育成する指導を実践する。

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 「いじめゼロ強調月間」を活用して、いじめ根絶運動を生徒会中心に、生徒の主体的な取組を行えるよう指導する。
- ・ 道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場を設定する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 著作権思想の普及を図るとともに、肖像権を含めた個人情報など、情報全般の取り扱いの規範である「情報モラル」の確立と普及を図るため、また、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するため、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール宣言」に基づき、計画的な授業を実施する。
- ・ 道徳科の授業と関連させ、著作権やネチケット（ネットワーク・エチケット）など、モラル向上に資する授業を展開する。

カ 「いじめゼロ強調月間」におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 原則、強調月間の翌月に「いじめゼロ強調月間」における取組状況を点検・検証する。
- ・ 問題点、課題等が発見された場合は、早急に改善策を講じる。
- ・ 次回の強調月間実施時に生かす必要のある事項は、いじめ等対策委員会に報告の上、次回強調月間実施時に改善策を反映させる。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するために、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と生徒への正しい理解促進のための指導を行う。

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 相談窓口一覧の生徒配布や学校だより等により相談窓口を周知する。
- ・ 「うつのみや・いじめ電話相談『へるぷコール』」「いじめ相談『さわやかテレホン』」等の内容と連絡先を周知する。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 毎日、本ダイアリーを学級担任に提出させ、友人関係や部活動等の悩みなどの記載内容から、いじめの兆候等の把握に努める。
- ・ いじめと思われる情報があった場合は、組織的に取組、早期対応・早期解消に努める。

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ アンケート調査は、いじめゼロ強調月間の期間中を含め年4回実施する。
- ・ 教育相談は、年3回、原則として6月、夏休み期間中、および11月に実施する。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ 教育委員会が実施しているネットいじめ等パトロールの結果に応じて、内容を確認のうえ適切に対応し、早期の指導・解決を図る。
- ・ 家庭訪問や教育相談を通して保護者との信頼関係を構築し、ネットいじめに関する情報の早期収集を図り、連携しながら指導・解決に取り組む。
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ・ ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなど、生徒への指導を行う。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した研修の実施

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用しながら職員研修を実施し、多様化するいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解し、教職員一人一人がいじめへの認識を深めるとともに、いじめに対する指導力を高める。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。

- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等について連携する。

④ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

⑤ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう家庭に依頼する。
- ・ 生徒指導だよりなどを活用して、学校のいじめ対策などについての啓発を行う。

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合, 学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・ 事案に応じて, 児童相談所や教育委員会などの関係機関等と連携を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命, 心身, 又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき, もしくは, いじめにより生徒が相当の期間 (年間30日を目安), 学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは, いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速, 組織的に行うとともに, 直ちに市教育委員会に報告する。また, 市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに, 必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに, 魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより, 保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い, いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され, 実効性のあるものとなっているかについて, 「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり, 本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど, P D C Aサイクルを踏まえて, 取組内容や取組方法を改善する。

(最終改訂 平成30年4月1日)